

令和4年10月から

警察手数料の納付方法が変わります。

警察手数料が必要な各種申請※について、
令和4年10月からは収入証紙に変わり、新たな納付方法として現金、
キャッシュレス決済等による手数料の納付ができるようになります。

※ 運転免許の更新やガレージ証明、風俗営業、警備業、銃刀法に関する許可申請など
(注) 国の「収入印紙」とは異なりますのでご注意ください(収入印紙は継続)。

◇ 収入証紙廃止に伴い、令和4年10月以降、手数料の納付方法が

- ・ 窓口で直接納付(現金のほかにも、キャッシュレス決済にも対応)

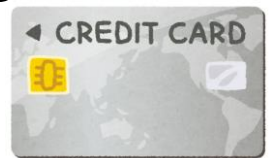
現金



電子マネー



クレジットカード

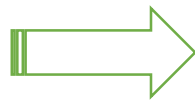
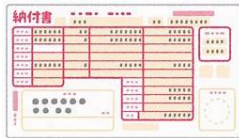


スマホ決済



- ・ 納付書により、コンビニ又は金融機関で納付

納付書



に変わります。ただし、令和5年3月末日までは、収入証紙で納付することも可能です。

対象窓口	手数料が納付できる日	手数料が納付できる時間
運転免許試験場 京都駅前運転免許更新センター	月曜日から金曜日及び日曜日 (土曜日、祝日、年末年始を除く。)	8:30~12:00 13:00~16:30
府内各警察署	月曜日から金曜日 (休日、年末年始を除く。)	9:00~17:45 ※12:00~13:00、17:00~17:45の間 は現金のみでの対応となります。
舞鶴警察署東庁舎	月曜日から金曜日 (休日、年末年始を除く。)	9:00~12:00 13:00~17:00
右京警察署 京北交番	月曜日から金曜日 (休日、年末年始を除く。)	9:00~17:45
京丹後警察署 網野交番 久美浜交番	網野交番：月、水、金曜日 久美浜交番：火、木曜日 (いずれも休日、年末年始を除く。)	9:00~12:00 13:00~17:00

※ 警察本部で受け付ける申請は、京都府福利厚生センターに設置予定の発券機で手数料を納付してください。



証紙の販売は
令和4年9月末日まで

証紙の利用期限は
令和5年3月末日まで

未利用証紙の還付(払戻)は
令和9年9月末日まで